

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む)

1. 特許取得

特になし

2. 実用新案登録

特になし

3. その他

特になし

表1 対人保健サービス

事業内容	優先度	保健所長	保健所	都道府県(知事)	保健所を設置する市(長)	特別区(長)	その他の市町村(長)	事務種別	根拠法令
1 健康増進(健康増進法)									
・都道府県健康増進計画の策定及び公表				○				自治	健康増進法 8条1項及び3項
・市町村健康増進計画の策定及び公表(努力義務)					○	○	○	自治	健康増進法 8条2項及び3項
・国民健康・栄養調査の執行				○	○	○		1号受託	健康増進法 10条3項
・国民健康・栄養調査の被調査世帯の指定				○	○	○		1号受託	健康増進法 11条1項
・国民健康・栄養調査員の配置(任命)				○	○	○		自治	健康増進法 12条1項
・生活習慣病の発生状況の把握(努力義務)	1			○	○	○	○	自治	健康増進法 16条
・生活習慣相談等の実施	1			○	○	○	○	自治	健康増進法 17条
・専門的保健指導等の実施	1			○	○	○	○	自治	健康増進法 18条1項
・市町村間の生活習慣病相談等に係る連絡調整及び技術的援助	1		(○)	○	○	○	○	自治	健康増進法 18条2項
・栄養指導員の配置				○	○	○		自治	健康増進法 19条
・市町村による健康増進事業の実施(努力義務)	3			○	○	○	○	自治	健康増進法 19条の2
・都道府県による健康増進事業に対する技術的援助等の実施(がん対策基本法)	3		(○)	○				自治	健康増進法 19条の3
・がん対策の総合的・計画的推進				○	○	○	○	自治	がん対策基本法 1条
・地方公共団体の貢献				○	○	○	○	自治	がん対策基本法 4条
・都道府県がん対策基本計画の策定				○				自治	がん対策基本法 11条
・がん予防の推進				○	○	○	○	自治	がん対策基本法 12条
・がん検診の質の向上等				○	○	○	○	自治	がん対策基本法 13条
・専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成				○	○	○	○	自治	がん対策基本法 14条

事業内容	優先度	保健所長	保健所	都道府県(知事)	保健所を設置する市(長)	特別区(長)	その他の市町村(長)	事務種別	根拠法令
・医療機関の整備等 ・がん患者の療養生活の質の維持向上 ・がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等 ・研究の推進等				○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	自治 自治 自治 自治	がん対策基本法 15条 がん対策基本法 16条 がん対策基本法 17条 がん対策基本法 18条
(保健師助産師看護師法)									
・准看護師籍の備付け及び登録	4			○				自治	保健師助産師看護師法 1条
・准看護師免許証の交付	4			○				自治	保健師助産師看護師法 2条2項
・准看護師免許を与えないときの通知等	4			○				自治	保健師助産師看護師法 3条2項
・准看護師免許の取消し等	4			○				自治	保健師助産師看護師法 4条2項、14条3項、15条2項、6項、16項
・看護師免許の取消し等に係る意見の聴取等				○				1号受託	保健師助産師看護師法 5条3項、7項、9項、10項
・准看護師試験の実施				○				自治	保健師助産師看護師法 8条
・准看護師養成施設の指定				○				自治	保健師助産師看護師法 2条2号
・外国の学校等を卒業した者等の准看護師の受験資格の認定				○				自治	保健師助産師看護師法 2条4号
・准看護師試験委員の設置				○				自治	保健師助産師看護師法 5条1項
・業務従事届出の受理	4			○				自治	保健師助産師看護師法 3条
・保健師の業務に関する保健所長の指示	1	○						自治	保健師助産師看護師法 6条
(栄養士法)									
・栄養士に対する免許の付与	4			○				自治	栄養士法 2条1項
・栄養士名簿の登録備付け	4			○				自治	栄養士法 3条の2第1項

事業内容	優先度	保健所長	保健所	都道府県(知事)	保健所を設置する市(長)	特別区(長)	その他の市町村(長)	事務種別	根拠法令
<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士免許の登録</li> <li>・栄養士免許証の交付</li> <li>・栄養士の免許の取消し及び通知(調理師法)</li> <li>・調理師の免許の付与</li> <li>・調理師養成施設の指定事務の一部</li> <li>・調理師試験の実施</li> <li>・調理師名簿の備付け</li> <li>・調理師免許証の交付</li> <li>・飲食施設における調理師の氏名等の届出</li> <li>・調理師免許の取消し</li> </ul>	4			○				自治	栄養士法 4条1項
	4			○				自治	栄養士法 4条2項
	4			○				自治	栄養士法 5条
	4			○				自治	調理師法 3条1項 調理師法 3条2項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理師試験の実施</li> <li>・調理師名簿の備付け</li> <li>・調理師免許証の交付</li> <li>・飲食施設における調理師の氏名等の届出</li> <li>・調理師免許の取消し</li> </ul>	4			○				自治	調理師法 3条の2第1項
	4			○				自治	調理師法 5条1項
	4			○				自治	調理師法 5条3項
	4			○				自治	調理師法 5条の2
<ul style="list-style-type: none"> <li>2 母子保健(母子保健法)</li> <li>・市町村が行う母子保健事業の実施に関する連絡調整</li> <li>・知識の普及(努力義務)</li> <li>・保健指導</li> <li>・新生児の訪問指導</li> <li>・健康診査(1歳6か月児及び3歳児)</li> <li>・健康診査(上記外)</li> <li>・栄養摂取に関する援助(努力義務)</li> <li>・妊娠の届出の理由</li> <li>・妊娠の届出の受理</li> <li>・母子健康手帳の交付</li> </ul>	2		(○)	○				自治	母子保健法 8条
	2			(○)	(○)	(○)	(○)	自治	母子保健法 9条
	2				○	○	○	自治	母子保健法 10条
	2				○	○	○	自治	母子保健法 11条
<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診査(1歳6か月児及び3歳児)</li> <li>・健康診査(上記外)</li> <li>・栄養摂取に関する援助(努力義務)</li> <li>・妊娠の届出の理由</li> <li>・妊娠の届出の受理</li> <li>・母子健康手帳の交付</li> </ul>					○	○	○	自治	母子保健法 12条1項
					○	○	○	自治	母子保健法 13条
					(○)	(○)	(○)	自治	母子保健法 14条
	2	○						自治	母子保健法 15条(保健所設置市及び特別区のみ)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠の届出の受理</li> <li>・母子健康手帳の交付</li> </ul>	2				○	○	○	自治	母子保健法 15条
	2				○	○	○	自治	母子保健法 16条1項



事業内容	優先度	保健所長	保健所	都道府県(知事)	保健所を設置する市(長)	特別区(長)	その他の市町村(長)	事務種別	根拠法令
・妊産婦訪問指導等	2				○	○	○	自治	母子保健法 17条
・低体重児の届出の受理	2			○	○	○		自治	母子保健法 18条
・未熟児訪問指導及び通知	2			○	○	○		自治	母子保健法 19条
・未熟児養育医療	2			○	○	○		自治	母子保健法 20条
・医療施設の整備(努力義務)				(○)	(○)	(○)	(○)	自治	母子保健法 20条の2
・母子保健施設の整備(努力義務)				(○)			(○)	自治	母子保健法 22条1項
(児童福祉法)									
・児童の健康相談・健康診査・保健指導等に関する保健所業務			○					自治	児童福祉法 12条の6
・身体障害児に対する診療、相談、療育指導等	2	○						自治	児童福祉法 19条2項
・療育の指導	2	○						自治	児童福祉法 19条2項
・身体障害者手帳返還のための所見の都道府県知事への報告		○						自治	児童福祉法 19条3項
・母子保健法に基づく訪問事業	2				○	○	○	自治	児童福祉法 21条の10の2の2項
・療育の給付	2			○				自治	児童福祉法 20条1項(指定都市、中核市も含む)
3 高齢者医療 (高齢者の医療の確保に関する法律)									
・医療費適正化と円滑な高齢者医療推進のための地方公共団体の取り組み					○	○	○	自治事務	高齢者の医療の確保に関する法律 4条
・医療費適正化計画の策定と推進				○				自治事務	高齢者の医療の確保に関する法律 9条
・医療費適正化計画の進捗状況に関する評価				○				自治事務	高齢者の医療の確保に関する法律 11条
・都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価				○				自治事務	高齢者の医療の確保に関する法律 12条

事業内容	優先度	保健所長	保健所	都道府県(知事)	保健所を設置する市(長)	特別区(長)	その他の市町村(長)	事務種別	根拠法令
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費適正化計画の評価のための資料提出の協力及び助言等</li> <li>・医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析等の実施</li> <li>・保健事業等に関する援助等に対する国及び地方公共団体の措置</li> </ul>				○				自治事務	高齢者の医療の確保に関する法律 15条
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健事業等に関する援助等に対する国及び地方公共団体の措置</li> </ul>				○	○		○	自治事務	高齢者の医療の確保に関する法律 16条
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健事業等に関する援助等に対する国及び地方公共団体の措置</li> </ul>				○	○		○	自治事務	高齢者の医療の確保に関する法律 132条
4 精神保健福祉 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健福祉センターの設置</li> </ul>				○				自治	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 6条1項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方精神保健福祉審議会の設置及び委員の任命</li> </ul>				○				自治	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 9条1項、10条3項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神医療審査会の設置及び委員の任命</li> </ul>				○				自治	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 12条、13条1項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定医の取消しに関する通知</li> </ul>				○				自治	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 19条の2第4項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神病院の設置</li> </ul>				○				自治	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 19条の7第1項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神病院の指定</li> </ul>				○				自治	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 19条の8
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定の取消し</li> </ul>				○				自治	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 19条の9第1項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者不在のときの保護者</li> </ul>					(○)		○	1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 21条
<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者等の診察及び保護の申請の受理</li> </ul>	2			○				1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 23条1項

事業内容	優先度	保健所長	保健所	都道府県(知事)	保健所を設置する市(長)	特別区(長)	その他の市町村(長)	事務種別	根拠法令
・精神障害者等の診察及び保護の申請書の經由	2	○						1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 23条2項
・自傷他害のおそれがある精神障害者発見時の警察官からの通報の受理	2			○				1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 24条
・自傷他害のおそれがある精神障害者発見時の警察官からの通報經由	2	○						1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 24条
・検察官からの通報の受理	2			○				1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 25条
・保護観察所長からの通報の受理	2			○				1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 25条の2
・矯正施設の長からの通報の受理	2			○				1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 26条
・精神病院管理者からの措置入院要件該当者の退院申出の届出の受理	2			○				1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 26条の2
・精神病院管理者からの措置入院要件該当者の退院申出の届出經由	2	○						1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 26条の2
・申請等に基づく指定医の診察等	2			○				1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 27条
・診察の通知	2			○				1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 28条1項
・入院措置	2			○				1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 29条1項
・緊急の入院措置	2			○				1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 29条の2
・入院措置に係る病院への移送	2			○				1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 29条の2の2

事業内容	優先度	保健所長	保健所	都道府県(知事)	保健所を設置する市(長)	特別区(長)	その他の市町村(長)	事務種別	根拠法令
・入院措置の解除	2			○				1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 29条の4
・措置入院者の自傷等のおそれの消滅の届出の受理	2			○				1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 29条の5
・措置入院者の自傷等のおそれの消滅の届出の経由	2	○						1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 29条の5
・費用の徴収				○				自治	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 31条
・精神病院管理者からの医療保護入院の届出の受理	2			○				1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 33条7項
・精神病院管理者からの医療保護入院の届出経由	2	○						1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 33条7項
・精神病院管理者からの医療保護入院者退院の届出の受理	2			○				1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 33条の2
・精神病院管理者からの医療保護入院者退院の届出の経由	2	○						1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 33条の2
・応急入院に係る精神病院の指定				○				1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 33条の4第1項
・応急入院措置の届出の受理	2			○				1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 33条の4第5項
・応急入院措置の届出の経由	2	○						1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 33条の4第5項
・応急入院に係る精神病院の指定の取消し				○				1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 33条の4第6項



事業内容	優先度	保健所長	保健所	都道府県 (知事)	保健所を設置 する市(長)	特別区 (長)	その他の市 町村(長)	事務種別	根拠法令
・医療保護入院等のための移送	2			○				1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 34条
・措置入院者の症状等の定期報告の徴収	2			○				1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 38条の2
・措置入院者の症状等の定期報告の経由	2	○						1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 38条の2
・措置入院者の症状等の定期報告の審査の求め	2			○				1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 38条の3第1項
・定期報告の審査結果に基づく退院命令等	2			○				1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 38条の3第4項
・退院等の請求の受理	2			○				1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 38条の4
・退院等の請求の審査の求め	2			○				1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 38条の5第1項
・退院等の請求の審査結果に基づく退院命令等	2			○				1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 38条の5第5項
・精神病院の管理者からの報告徴収等	3			○				1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 38条の6第1項、2項
・精神病院の管理者等に対する改善命令等	3			○				1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 38条の7第1項、2項
・入院医療の制限命令	2			○				1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 38条の7第2項
・仮退院の許可	2			○				1号受託	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 40条
・精神障害者保健福祉手帳の交付	2			○				自治	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 45条2項



事業内容	優先度	保健所長	保健所	都道府県(知事)	保健所を設置する市(長)	特別区(長)	その他の市町村(長)	事務種別	根拠法令
・精神障害の状態の認定	2			○				自治	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 45条4項
・精神障害者保健福祉手帳の返還受領	2			○				自治	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 45条の2第1項
・精神障害者保健福祉手帳の返還命令	2			○				自治	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 45条の2第3項
・指定医による診察	2			○				自治	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 45条の2第4項
・正しい知識の普及(努力義務)				○	(○)		○	自治	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 46条
・精神保健福祉相談	3			○	○			自治	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 47条1項
・精神障害者に対する医療施設の紹介	3			○	○			自治	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 47条2項
・精神保健福祉相談における福祉事務所との連携	3		○					自治	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 47条3項
・精神保健福祉相談(努力義務)	3						○	自治	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 47条4項
・精神保健福祉相談員の配置				○				自治	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 48条1項
・精神障害者の社会復帰施設等の利用についての相談、助言	3				(○)		○	自治	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 49条1項
・精神障害者の社会復帰施設等の利用についてのあつせん、調整	3				(○)		○	自治	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 49条2項

事業内容	優先度	保健所長	保健所	都道府県 (知事)	保健所を設置 する市(長)	特別区 (長)	その他の市 町村(長)	事務種別	根拠法令
<ul style="list-style-type: none"> <li>上記あっせん、調整についての援助及び調整</li> <li>精神障害者社会適応訓練事業の実施</li> <li>民法に規定する審判の請求</li> </ul>	3			○				自治	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 49条3項
	3			○				自治	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 50条
						(○)	○	○	自治
5 感染症対策 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律) ・ 予防計画の策定									
・ 医師の届出の経由	2	○		○				自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 10条
・ 医師の届出の受理、厚生労働大臣への報告等	2			○				1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 12条1項
・ 獣医師の届出の経由	2	○		○				1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 12条
・ 獣医師の届出の受理、厚生労働大臣への報告等	2			○				1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 13条1項
・ 指定届出機関の指定、指定の取消し				○				1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 14条1項、5項
・ 指定届出機関の届出の受理、厚生労働大臣への報告				○	○	○		1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 14条2項、3項、6条4条

事業内容	優先度	保健所長	保健所	都道府県(知事)	保健所を設置する市(長)	特別区(長)	その他の市町村(長)	事務種別	根拠法令
<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の発生の状況、動向及び原因の調査、厚生労働大臣への報告等</li> </ul>	2			○	○	○		1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 15条1項、5項、6項、64条
<ul style="list-style-type: none"> <li>・検疫所長からの通知を受けたときの調査等</li> </ul>	2			○	○	○		1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 15条の2
<ul style="list-style-type: none"> <li>・検疫所長との連携</li> </ul>	2			○				1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 15条の2、3
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の分析、公表</li> </ul>	2			○	○	○		自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 16条1項、64条
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の公表</li> </ul>	2			○				自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 16条
<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力の要請</li> </ul>	2			○				自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 16条の2
<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診断</li> </ul>	2			○				1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 17条、64条
<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診断の勧告、措置、書面による通知、事後の書面の交付</li> </ul>	2			○	○	○		1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 17条、64条
<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業制限の通知、就業制限対象者でないことの確認等</li> </ul>	2			○	○	○		1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 18条1項、3項、4項、64条
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知に先立つ協議会の意見の聴取と通知後の協議会への報告</li> </ul>	2			○				自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 18条5項、6項、64条



事業内容	優先度	保健所長	保健所	都道府県 (知事)	保健所を設置 する市(長)	特別区 (長)	その他の市 町村(長)	事務種別	根拠法令
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院の勧告、措置、延長</li> </ul>	2			○				1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 19条1、3、4、5、6項、20条1、2、3、4、5、7項、64条
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院の必要性の説明</li> </ul>	2			○				自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 19条2項、64条
<ul style="list-style-type: none"> <li>・勧告等による入院実施後の協議会への説明</li> </ul>				○				自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 19条7項、64条
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院の勧告に際しての説明と意見陳述の機会の通知</li> </ul>				○				自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 20条6項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見聴取後の都道府県知事への聴取書の提出</li> </ul>				○				自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 20条8項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院患者の移送</li> </ul>	2			○				1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 21条(26条において準用する場合を含む。)、64条
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院患者の退院、退院請求の受理、入院対象者でないことの確認等</li> </ul>	2			○				1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 22条(26条において準用する場合を含む。)、64条
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院の勧告、措置、延長に係る書面による通知</li> </ul>	2			○		○		1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 23条(26条において準用する場合を含む。)、64条
<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の診査に関する協議会の設置</li> </ul>			○					自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 24条1項

事業内容	優先度	保健所長	保健所	都道府県(知事)	保健所を設置する市(長)	特別区(長)	その他の市町村(長)	事務種別	根拠法令
・感染症の診査に関する協議会の委員の任命				○				自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 24条5項、64条
・審査請求に係る事件の厚生労働大臣への移送、審査請求人への通知				○	○			1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 25条4項(26条において準用する場合を含む。)、64条
・患者等に対する感染症の病原体に汚染された場所の消毒の命令	2			○	○			1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 27条1項、64条
・市町村に対する感染症の病原体に汚染された場所の消毒の命令等	2			○				自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 27条2項
・管理者等に対するねずみ族、昆虫等の駆除に係る命令	3			○	○			1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 28条1項、64条
・市町村に対するねずみ族、昆虫等の駆除の命令等	3			○				自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 28条2項
・物件の消毒等の所持者等に対する命令	3			○	○			1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 29条1項、64条
・市町村に対する物件の消毒の指示等	3			○				自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 29条2項
・死体の移動制限又は禁止、死体の埋葬に係る許可	1			○	○			1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 30条1項、2項、64条
・汚染された生活用水の使用制限又は禁止、生活用水供給の指示	1			○	○			1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 31条、64条
・生活用水の供給	1			○(都のみ)	○(○)		○	自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 31条2項



事業内容	優先度	保健所長	保健所	都道府県(知事)	保健所を設置する市(長)	特別区(長)	その他の市町村(長)	事務種別	根拠法令
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の立入制限又は禁止、封鎖その他必要な措置</li> <li>・交通の制限又は遮断(72時間以内)</li> </ul>	1			○	○	○		1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 3 2 2 条、6 4 条
	1			○	○	○		1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 3 3 3 条、6 4 条
<ul style="list-style-type: none"> <li>・対物措置に係る質問及び調査</li> </ul>				○	○	○		1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 3 5 1 項、6 4 条
<ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒の実施等に係る質問及び調査</li> </ul>					(○)	(○)	○	自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 3 5 4 項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・対物措置に係る書面による通知、事後の書面による交付等</li> </ul>					○	○		1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 3 6 1 項、2 項及び3 項(50条において準用する場合を含む。)、6 4 条
<ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒の実施等に係る書面による通知等</li> </ul>					(○)	(○)	○	自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 3 6 4 項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院患者の医療費負担</li> </ul>	4			○	○	○		自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 3 7 1 項、6 4 条
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院患者の医療費負担の申請の経由</li> </ul>	4	○						自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 3 7 3 項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院患者の医療費負担の申請の受理</li> </ul>	4			○	○	○		自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 3 7 3 項、6 4 条
<ul style="list-style-type: none"> <li>・結核患者の医療費負担</li> </ul>	4			○	○	○		自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 3 7 2 の 1 項、6 4 条
<ul style="list-style-type: none"> <li>・結核患者の医療費負担の申請の経由</li> </ul>	4	○						自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 3 7 2 の 2 の 2 項

事業内容	優先度	保健所長	保健所	都道府県(知事)	保健所を設置する市(長)	特別区(長)	その他の市町村(長)	事務種別	根拠法令
・結核患者の医療費負担の申請の受理	4			○	○	○		自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 37条の2の2項、64条
・結核医療申請に対する協議会の意見聴取				○	○	○		自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 37条の2の3項、64条
・特定感染症医療指定機関の指定に係る協議				○				自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 38条1項
・第一種、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関の指定、指定の取消し、指導				○				1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 38条2項、5項、6項、7項、9項
・第一種、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関の指定辞退の届出の受理				○				1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 38条8項
・感染症指定医療機関に対する診療報酬費用の支払い				○	○	○		自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 40条1項、2項、64条
・感染症指定医療機関の診療報酬の決定				○				自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 40条3項、5項
・緊急時の医療費負担	3			○	○	○		自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 42条1項、64条
・感染症指定医療機関管理者に対する報告の請求、帳簿書類の検査				○				自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 43条
・新型コロナウイルス感染症等の感染を防止するための協力	2			○				1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3

事業内容	優先度	保健所長	保健所	都道府県(知事)	保健所を設置する市(長)	特別区(長)	その他の市町村(長)	事務種別	根拠法令
・新感染症に係る健康診断の勧告、措置、書面による通知等	2			○	○	○		1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 45条、64条
・新感染症に係る入院の勧告、措置、延長	2			○	○	○		1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 46条、64条
・新感染症の所見がある者の移送	2			○	○	○		1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 47条、64条
・新感染症の所見がある者の退院、退院請求の受理等	2			○	○	○		1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 48条、64条
・新感染症の所見がある者の入院の勧告、措置、延長に係る通知	2			○	○	○		1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 49条、64条
・新感染症に係る対物措置、書面による通知	2			○	○	○		1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 50条1項、64条
・消毒の実施等に係る質問及び調査、消毒の実施等	2				(○)	(○)	○	自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 50条5項、7項
・新感染症の感染を防止するための協力	2			○				自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 50条の2
・新感染症に係る措置を実施する際の厚生労働大臣への通報	2			○	○	○		1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 51条1項から3項、64条
・消毒の実施等に係る質問及び調査を実施する際の厚生労働大臣への通報	2				(○)	(○)	○	自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 51条4項
・新感染症に係る経過の報告	2			○	○	○		1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 52条1項、64条

事業内容	優先度	保健所長	保健所	都道府県(知事)	保健所を設置する市(長)	特別区(長)	その他の市町村(長)	事務種別	根拠法令
・新感染症に係る経過の報告	2				(○)	(○)	○	1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 52条2項
・事業者、学校、施設における定期健診の期日等に関する指示	2	○						自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 53条の2の1項
・市町村長に対する結核定期健診の期日等の指示		○						自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 53条の2の2項
・市町村長の結核定期健診の実施義務					(○)	○	○	自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 53条の2の3項
・結核定期健康診断実施者の通報又は報告の受理				○				1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 53条の7の1項
・結核定期健康診断実施者の通報又は報告の経由		○			○	○		1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 53条の7の1項
・労働基準監督署長、教官委員会等の他の行政機関との結核定期健康診断に関する協議		○						自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 53条の8
・管轄区域外の結核患者の届出の通報	2			○				自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 53条の10
・病院管理者からの結核患者入退院の届出の受理		○						1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 53条の11
・結核登録票の備付け及び記録		○						1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 53条の12
・結核登録票に登録されている者に対する精密検査		○						1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 53条の13
・結核登録票に登録されている者の家庭に対する訪問指導		○						1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 53条の14



事業内容	優先度	保健所長	保健所	都道府県(知事)	保健所を設置する市(長)	特別区(長)	その他の市町村(長)	事務種別	根拠法令
・指定動物発見時の動物検疫所長の通知の經由		○						1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 56条1項
・指定動物発見時の動物検疫所長の通知の受理、厚生大臣への報告				○	○	○		1号受託	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 56条2項、64条
・結核定期健康診断の市町村長の費用負担					○	○	○	自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 57条
・結核定期健康診断の都道府県知事の費用負担				○				自治	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 58条の13、14
(検疫法)								自治	検疫法 18条3項
・感染症予防上必要な指示等の通知の受理				○	○	○		1号受託	検疫法 22条2項から5項まで、23条2項から5項まで
・航海中に外国を発航した船舶等が検疫港等以外に着陸等した場合の船舶等の長の通報の受領、当該船舶等の検査等検疫伝染病の予防上必要な措置等		○						1号受託	検疫法 23条7項
・急迫危難を避けるための上陸等の届出の受理		○			○	○	○	1号受託	検疫法 26条の3
・感染症の病原体の保有の通知の受領									
(予防接種法)									
・定期の予防接種の実施					○	○	○	自治	予防接種法 3条1項
・定期の予防接種の期日又は期間の指示		○						自治	予防接種法 3条1項
・定期の予防接種の不要区域の指定				○				自治	予防接種法 3条2項
・指定疾病に係る臨時予防接種の実施又指示等	2			○			○	1号受託	予防接種法 6条1項
・予防接種による健康被害の救済に係る給付					○	○	○	1号受託	予防接種法 11条1項



事業内容	優先度	保健所長	保健所	都道府県 (知事)	保健所を設置 する市(長)	特別区 (長)	その他の市 町村(長)	事務種別	根拠法令
・損害賠償を受けたときの金額の返還					(○)	○	○	1号受託	予防接種法 14条1項
・不正利得の徴収					(○)	○	○	1号受託	予防接種法 15条1項
・予防接種費用の徴収					(○)	○	○	自治	予防接種法 24条
・沖縄県の区域内の市町村長に対する予防接種に関する指示		○						自治	沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和47年政令第108号 2条)
6 医事 (医療法)									
・地域医療支援病院の承認				○				自治	医療法 4条1項、2項
・往診医師等からの報告徴収等				○	○	○		自治	医療法 5条2項
・病院等の開設許可等	4			○				自治	医療法 7条1項(診療所、助産所は、都道府県、保健所設置市、特別区)
・病床の種別の変更の許可等	4			○				自治	医療法 7条2項、3項
・病院等の開設許可等の制限	4			○				自治	医療法 7条の2第1項、2項、5項
・診療所等の開設の届出受理	4			○	○	○		自治	医療法 8条
・病院等の休止・再開の届出の受理	4			○				自治	医療法 8条の2第2項(診療所、助産所は、都道府県、保健所設置市、特別区)
・病院等の廃止等の届出の受理	4			○				自治	医療法 9条(診療所、助産所は、都道府県、保健所設置市、特別区)
・開設者の管理の委託の許可	5			○				自治	医療法 12条1項(診療所、助産所は、都道府県、保健所設置市、特別区)
・開設者の兼任管理許可	5			○				自治	医療法 12条2項(診療所、助産所は、都道府県、保健所設置市、特別区)
・地域医療支援病院の業務報告の受理	5			○				自治	医療法 12条の2